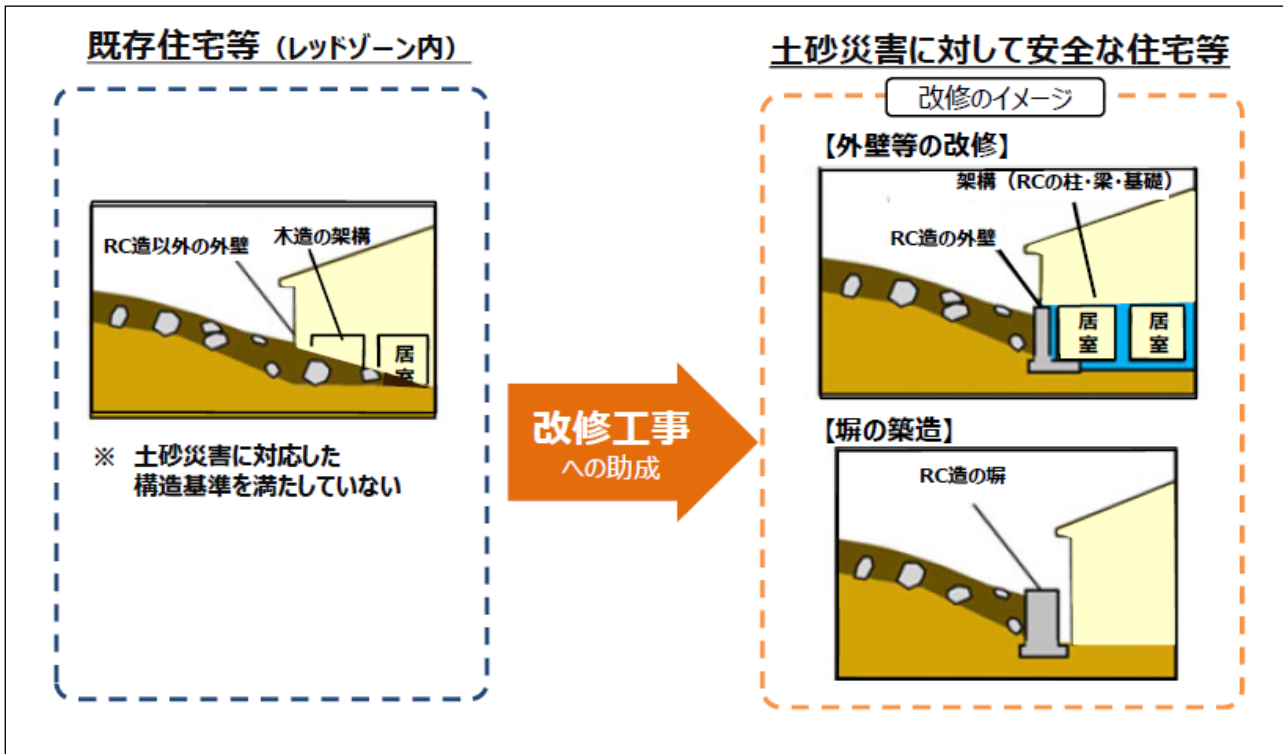


土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）での「住宅の改修」を支援します。

宍粟市住宅等土砂災害対策防護壁等整備支援事業のご案内

【事業イメージ】



【事業の概要】

(1) 対象となる住宅

- ① レッドゾーン（指定見込みも含む）内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅（既存不適格住宅等）
- ② 土砂災害対策改修工事により、土砂災害に対し安全な構造となること（建築基準法施行令第80条の3の規定に適合）

(2) 補助額等

区分	補助限度額
住宅	75万円 補助対象限度額（150万）×補助率（1/2）

※補助金の交付は、補助対象住宅につき1回限りです。

(3) その他

- ・詳しくは、宍粟市ホームページの補助要綱等をご覧ください。
- ・補助金の交付申請をさせていただく前に、下記の問い合わせ先までご相談下さい。

【問い合わせ先】 宍粟市 建設部 住宅土地政策課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL：0790-63-3106 FAX：0790-62-9939

補助金申請手続きの流れ（改修支援）

手続き	内容
<p>事前相談・協議</p> <p>↓</p>	<p>補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前に相談・協議を行った上で申請書を提出して下さい。</p>
<p>補助金交付申請</p> <p>↓</p>	<p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書（様式第 1 号） ② 収支予算書（様式第 2 号） ③ 土砂災害対策計画に係る構造規定適合報告書（様式第 3 号） ④ 改修事業の住宅に係る所有者が確認できるもの（登記事項証明書等） ⑤ 危険住宅の位置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図 ⑥ 建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に対する適合検討書、または建築基準法の規定による確認済証の写し（確認申請が必要な場合に限る。） ⑦ 建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し ⑧ 写真（危険住宅の立地状況が分かるもの） ⑨ 施工業者の見積書の写し <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>補助金の交付決定</p> <p>↓</p>	<p>穴粟市から補助金の交付が決定したことを通知します。</p> <p><u>交付決定通知書が届いてから改修工事に関する業者と契約を結んでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）</u></p>
<p>改修事業の実施</p> <p>↓</p>	<p><u>年度内に完了するよう移転事業を実施してください。</u></p>
<p>移転事業の完了報告</p> <p>↓</p>	<p><u>移転事業終了後、年度内に完了実績報告書を提出して下さい。</u></p> <p>主な必要書類は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助事業実績報告書（様式 6 号） ② 収支決算書（様式 7 号） ③ 住宅土砂災害対策改修事業施工報告書（様式 8 号） ④ 写真（施工前、施工中、施工後が分かるもの） ⑤ 施工業者の領収書等の写し <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>移転事業の審査</p> <p>↓</p>	<p>穴粟市で、移転事業が適正に実施されたかを審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。</p>
<p>補助金の交付</p>	<p>穴粟市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>